

平成28年台風10号に係る

日本学生支援機構奨学金 緊急採用・応急採用について

この度、災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

日本学生支援機構では、災害救助法適用地域にて被災された世帯の学生について緊急応急奨学金での対応を図っております。

については、大きな被害を受け、経済的に今後の学業継続が著しく困難になった学生は、大至急窓口にご相談ください。

記

1 災害救助法適用地域及び適用日

【北海道】

帯広市、空知郡南富良野町、河東郡音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町、上川郡新得町・清水町、河西郡芽室町・中札内村・更別村、広尾郡大樹町・広尾町、中川郡幕別町・池田町・豊頃町・本別町、足寄郡足寄町・陸別町、十勝郡浦幌町

【岩手県】

盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡岩泉町・田野畑村・普代村、九戸郡軽米町・野田村、二戸郡一戸町

2 適用地域の準用 以下の場合、適用地域に準じて取り扱います。

- (1) 災害救助法の摘要を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生
- (2) 上記(1)の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

3 貸与始期及び貸与終期

緊急採用（第一種・無利子）

【貸与始期】平成28年8月以降の希望月 【貸与終期】平成29年3月（延長可）

応急採用（第二種・有利子）

【貸与始期】平成28年4月以降の希望月 【貸与終期】修業年限の終了月

4 提出書類

被災証明書及び大学の指示する書類

平成28年9月1日 学生支援課学生サービス係
(083-933-5165)